

## 神川町まちづくり座談会実施要項

### (目的)

第1条 この告示は、町長自らが地域等に出向き、町内で活動する団体等と直接意見交換を行うことにより、今後のまちづくりに地域住民の声を反映させ、対話による協働及び町政の推進をより一層図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 まちづくり座談会（以下「座談会」という。）の開催を申込みできる者は、町内で活動する18歳以上の参加者が過半数を占める5人以上の団体（以下「申込者」という。）とする。

### (内容)

第3条 座談会の内容は、今後のまちづくりの推進に関するもので、あらかじめ申込者から申込みのあった内容とする。

2 座談会の内容は、単なる要望や苦情などの行政相談、特定の個人又は団体の権利に関する事項は取り扱わないものとする。

### (開催時期及び会場)

第4条 座談会を開催することができる時間は、1回90分程度とする。

2 12月28日から翌年1月4日は開催しないものとする。

3 座談会の会場は、町内に限り申込者が確保するものとし、会場の使用及び運営については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

### (出席者)

第5条 座談会は、町長及び該当する内容の関係課の担当者が説明員として出席するものとする。

### (申込み)

第6条 申込者は、座談会の開催日の1月前までに、神川町まちづくり座談会申込書(様式第1号)に記入のうえ、神川町役場総合政策課に持参又は郵送等により提出するものとする。

### (開催の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、座談会を取消し又は中止できるものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱す恐れがある場合。
- (2) 特定の営利を目的とした事業等の支援につながる恐れがある場合。
- (3) 特定の政治、宗教団体に特別の利益又は不利益となる恐れがある場合。
- (4) 個人・団体の誹謗・中傷となる恐れがある場合。
- (5) 苦情や要望等が主たる目的となる恐れがあるとき。

(6) その他やむを得ない事情により町長が出席できないとき。

(7) 前号に掲げるもののほか、町長が座談会の実施が適当でない又は座談会の目的に適さないと認める場合。

(開催の決定)

第8条 町長は、第6条の規定に基づく申込みがあったときは、申請事項を確認し、神川町まちづくり座談会開催決定通知書(様式第2号)により実施の決定について通知するものとする。

2 開催決定後に、町長に緊急な公務等が生じた場合、改めて開催日時の調整を行うことができるものとする。

(募集の周知)

第9条 募集の周知は、広報かみかわ及び町ホームページで行う。

(費用負担)

第10条 座談会の会場に係る施設借上料、その他実施に係る費用については、申込者が負担するものとする。

(事務の所管)

第11条 座談会に関する庶務は、総合政策課及び担当課において処理する。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。